

青森県地域防災計画(原子力編)修正の概要

平成23年に発生した東京電力(株)福島原子力発電所における原子力事故を契機とした国の原子力防災に関する体制の抜本的な見直しによる、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画(原子力災害対策編)等の改訂内容と昨年度青森県原子力防災対策検討委員会で検討した内容等を踏まえ必要な修正を行うもの。

現在修正案に盛り込んでいるもの

- 原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の拡大
 - 広域避難への対応
 - 原子力事故の初期段階における即応体制の確保
 - 地震等複合災害への対応
 - 災害の長期化への対応
 - 災害時要援護者への対応
- ほか

3月の修正までに盛り込む予定のもの

- EAL(緊急時活動レベル)、OIL(運用上の介入レベル)の設定
- 安定ヨウ素剤投与基準等
- 緊急時モニタリングの在り方

※国における検討状況による

次年度以降の修正となるもの

- 原子炉施設以外の再処理施設等原子力施設の原子力災害対策重点区域
 - 緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEEDIネットワークシステム)の活用方策
- ほか

原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の拡大

(原子力災害対策指針、防災対策検討委員会とりまとめを反映)

第1章第6節原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲P4～P7

予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

原子力施設から概ね半径5kmを目安

緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Zone)

確率的影響を最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域

原子力施設から概ね半径30kmを目安

青森県では、原子力災害対策指針に示された範囲である半径5km及び半径30kmを基準とし、その範囲に一部でも含まれる集落を対象とした

(東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村の4市町村(28地域)から野辺地町を加えた5市町村(176地域)に拡大)

東北電力(株)東通原子力発電所(半径 5, 30km 同心円)



東通原子力発電所からの距離と市町村の人口・世帯数

(平成23年3月31日現在市町村調べ)

	市町村	行政区域内人口(人)	5km圏内人口(人)	30km圏内人口(人)	備考
1	東通村	7,297	3,215	7,297	
2	むつ市	63,838	0	53,127	
3	六ヶ所村	11,217	0	7,506	
4	横浜町	5,135	0	5,135	
5	野辺地町	14,759	0	50	
	合計人口(人)	102,246	3,215	73,115	

広域避難への対応

(原災法・防災基本計画修正、防災対策検討委員会とりまとめを反映)

原子力災害対策重点区域の拡大に伴う、行政区域の枠を超えた広域避難について、避難計画の作成に当たり国及び県が中心となって市町村間の調整を図ること、居住地以外の市町村に避難した住民へ情報伝達する仕組みを整備することについて記載。

第2章原子力災害事前対策

第8節 避難収容活動体制の整備

1. 避難計画の作成(P26)

- 県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。
- 地域コミュニティの維持に着目し、同一地域の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備(P29)

- 県は、国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

第3章緊急事態応急対策

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

3. 広域一時滞在(P58)

- 被災市町村は、区域外への広域的な避難等が必要であると判断した場合、県があらかじめ避難対象市町村と定めている受入先市町村との調整を行う。
- 県は、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合などは、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行う。
- 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行う。

原子力事故の初期段階における即応体制の確保

(原災法・防災基本計画修正を反映)

原子力事故に迅速に対応するため、原災法に定める特定事象に至る可能性のある警戒事象発生時の通報があった場合に警戒体制を取ることとした。また、特定事象発生時の通報があった段階から災害対策本部を設置し対応することとした。

第2章原子力災害事前対策

第7節緊急事態応急体制の整備

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (P21)

○県は、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象(特定事象)に至る可能性のある事象(警戒事象)発生時の通報を受けた場合に、原子力事業者からの情報収集等のために必要な体制を整備する。

第3章緊急事態応急対策

第3節 活動体制の確立

1. 県の活動体制(P44)

配備体制	配備基準	活動体制
警戒配備	1 所在市町村において震度5弱以上の地震が発生した場合 2 県内で、震度6弱以上の地震が発生した場合 3 県内に大津波警報が発令された場合 4 原子力事業者から警戒事象発生時の通報を受けたとき 5 その他知事が必要と認めたとき	警戒体制
非常配備	1 原子力事業者から特定事象発生時の通報を受けたとき 2 県が設置するモニタリングステーション・ポストで、5マイクロシーベルト毎時以上の放射線量が検出されたとき(ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。) 3 原災法第15条に基づき、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出されたとき 4 その他知事が必要と認めたとき	災害対策本部

地震等複合災害への対応

(原災法・防災基本計画修正、防災対策検討委員会とりまとめを反映)

地震等の複合災害による、通信網・電力網の途絶への対応として伝送系の多ルート化、非常電源等の確保等について記載。要員、資機材等の不足を想定し、関係機関と連携を図ることを記載。

第2章原子力災害事前対策

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

3. 通信手段の確保(P19～P20)

- 県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

第7節 緊急事態応急体制の整備

14. 複合災害に備えた体制の整備(P25)

- 県は、国と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

15. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携(P26)

- 県は、複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第3章緊急事態応急対策

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

3. 一般回線が使用できない場合の対処(P42)

- 原子力規制委員会は、県、所在市町村、関係市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。
- 地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、県防災情報ネットワーク、統合原子力防災ネットワーク等を活用し、情報収集・連絡を行う。

災害の長期化への対応

(原災法・防災基本計画修正、防災対策検討委員会とりまとめを反映)

事態が長期化した場合に備え、動員体制をあらかじめ整備しておくこと、行政機関が移転した場合の業務継続性の確保を図ることについて記載。緊急避難完了後、国の原子力被災者生活支援チームと連携することについて記載。

第2章原子力災害事前対策

第7節 緊急事態応急体制の整備

4. 長期化に備えた動員体制の整備 (P22)

○県は、国、所在市町村、関係周辺市町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

第13節 行政機関の業務継続計画の策定 (P33)

○県は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておく。
○業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3章緊急事態応急対策

第3節 活動体制の確立

8. 原子力被災者生活支援チームとの連携 (P54)

○原子力災害対策本部長は、避難区域の拡大防止がなされたこと及び住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、被災者の生活支援のため、原子力被災者生活支援チームを設置する。
○県は、原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

第12節 行政機関の業務継続に係る措置 (P71)

○県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。
○県は、市町村の庁舎等が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行う。

災害時要援護者への対応

(原災法・防災基本計画修正、防災対策検討委員会とりまとめを反映)

災害時要援護者に関する情報の共有に努めること、医療機関、介護保険施設等が関係機関と連携し避難計画を作成すること、県内の施設では対応できない場合に国等へ受け入れ協力要請することを記載。

第2章原子力災害事前対策

第8節 避難収容活動体制の整備

3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備(P28)

- 県は、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、原子力災害の特殊性に留意し次の項目に取り組む
 - ①災害時要援護者に関する情報を把握し共有に努めるよう助言する。
 - ②情報伝達体制の整備を支援する。
 - ③避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。
 - ④福祉避難所やサービスの提供の受入体制の整備を支援。
- 病院等医療機関の管理者は必要な資器材の確保避難時の医療の維持方法等について避難計画を作成し、訓練の実施に努める。県は国の協力のもと入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定める。
- 社会福祉施設の管理者は、必要な資器材の確保、関連機関との連携方策等についての避難計画を作成し訓練の実施に努める。県は同種の社会福祉施設との災害協定を締結するよう指導に努め、広域的な福祉支援ネットワークの構築に努める。

第3章緊急事態応急対策

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

6. 災害時要援護者等への配慮(P60)

- 県は、避難誘導、避難所での生活に関して、健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等に努める。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮する。
- 病院等医療機関は、避難計画に基づき、迅速安全に患者等を避難又は他の医療機関へ転院させる。県は国の協力のもと転院先となる医療機関を調整する。県内の医療機関で対応できない場合関係周辺都道府県及び国に対し、受入協力を要請する。
- 社会福祉施設は、避難計画に基づき迅速安全に入所者・利用者を避難させる。県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では退所できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、避難先の調整のため必要な支援を行う。